

941334

第一号様式(1)

大量保有報告書
(法第27条の23第1項に基づく報告書)

変更報告書 No.7
(法第27条の25第1項に基づく報告書)

受 付			
受付財務局	受付年	管轄財務局	番 号
X	14	A	82

関東財務局長 殿



氏名又は名称 弁護士 高橋 謙 報告義務発生日 平成13年10月18日
 東京都港区北青山1丁目2番3号 青山ビルディング410号
 住所又は本店所在地 東京青山・青木法律事務所 平成14年2月/2日提出

第1 提出者に関する事項

1 発行会社

発行会社の名称	株式会社サイバー・ ミュージックエンタテインメント	会社コード	4740
上場証券取引所	※ ① 東京 2 大阪 3 名古屋 4 京都 5 福岡 6 札幌	※ ① 上場 2 店頭	
本店所在地	東京都港区麻布十番一丁目10番10号		

頁 / 総頁	1 / 4
--------	-------

提出者及び 共同保有者の総数	1名
提出形態	※ 1 連名 ② その他

2 提出者(大量保有者)

※ 1 個人			
② 法人 (1 株式会社 2 有限会社 ③ その他(外国会社))			
フリガナ(カタカナ) 氏名又は名称	ブラムウェル・キャピタル・コープ Bramwell Capital Corp.		
フリガナ(カタカナ) 住所又は本店所在地	英領バージン諸島トートラ、ロード・タウン、バンタープール・プラザ、ウィツカムズ・ケイ I、 ゴンザレス・ルイス・アンド・アレマン (BVI) リミテッド気付 c/o Gonzales-Ruiz & Aleman (BVI) Limited, Wickhams Cay I, Vanterpool Plaza, Road Town, Tortola, British Virgin Islands		
フリガナ(カタカナ) 旧氏名又は名称			
フリガナ(カタカナ) 旧住所又は本店所在地	〒		
個 人	生年月日	年 月 日	(フリガナ)
	※ 1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成		勤務先名称
法 人	職 業		勤務先住所
	設立年月日	2001年5月14日	(フリガナ)
人	※ 1 明治 2 大正 3 昭和 ④ 平成		代表者氏名
	事業内容	投資業	ケネス・エル・ヘンダーソン Kenneth L. Henderson
			代表者役職 副秘書役
事務上の連絡先 及び担当者名	東京都港区北青山1丁目2番3号 青山ビルディング410号 東京青山・青木法律事務所 弁護士 高橋 謙		
	電話番号	03(3403)5281	

3 保有目的

投 資

第一号様式(1)

提出者(大量保有者)の氏名又は名称	Bramwell Capital Corp.
-------------------	------------------------

4 上記提出者の保有株券等の内訳

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号						
株券	1,095株	0株	0株						
新株引受権証書	A 0株	/	H 0株						
新株引受権証券	B 0株		I 0株						
転換社債券	C 9,642株		J 0株						
新株引受権付社債券	D 0株		K 0株						
対象有価証券カバードワラント	E 0		L 0						
株券預託証券	0	0	0						
株券関連預託証券	F 0	0	M 0						
対象有価証券償還社債	G 0	0	N 0						
合計	O 10,737株	P 0株	Q 0株						
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R 0株	<table border="1"> <tr> <td>発行済株式総数 (2001年10月18日現在)</td> <td>U 58,799株</td> </tr> <tr> <td>上記提出者の株券等保有割合 (S/(T+U)×100)</td> <td>15.69%</td> </tr> <tr> <td>直前の報告書に記載された株券等保有割合</td> <td>15.69%</td> </tr> </table>		発行済株式総数 (2001年10月18日現在)	U 58,799株	上記提出者の株券等保有割合 (S/(T+U)×100)	15.69%	直前の報告書に記載された株券等保有割合	15.69%
発行済株式総数 (2001年10月18日現在)	U 58,799株								
上記提出者の株券等保有割合 (S/(T+U)×100)	15.69%								
直前の報告書に記載された株券等保有割合	15.69%								
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R)	S 10,737株								
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	T 9,642株								

5 当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2001年8月21日	普通株券	1株	※ 1 取得 ② 処分	
2001年8月23日	普通株券	6株	※ 1 取得 ② 処分	
2001年8月24日	普通株券	149株	※ 1 取得 ② 処分	
2001年8月27日	普通株券	19株	※ 1 取得 ② 処分	
2001年8月30日	普通株券	130株	※ 1 取得 ② 処分	
2001年8月31日	普通株券	178株	※ ① 取得 2 処分	
2001年9月3日	普通株券	5株	※ 1 取得 ② 処分	
2001年9月4日	普通株券	100株	※ 1 取得 ② 処分	
2001年9月6日	普通株券	31株	※ 1 取得 ② 処分	
2001年9月14日	普通株券	42株	※ 1 取得 ② 処分	
2001年9月18日	普通株券	46株	※ 1 取得 ② 処分	
2001年9月19日	普通株券	3,500株	※ 1 取得 ② 処分	
2001年9月25日	普通株券	161株	※ 1 取得 ② 処分	
2001年10月5日	普通株券	2株	※ 1 取得 ② 処分	
2001年10月9日	普通株券	11株	※ 1 取得 ② 処分	
2001年10月10日	普通株券	410株	※ 1 取得 ② 処分	
2001年10月11日	普通株券	27株	※ 1 取得 ② 処分	

提出者(大量保有者)の氏名又は名称	Bramwell Capital Corp.
-------------------	------------------------

4 上記提出者の保有株券等の内訳

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号						
株券	株	0株	株						
新株引受権証券	A 株	/	H 株						
新株引受権証券	B 株		I 株						
転換社債券	C 株		J 株						
新株引受権付社債券	D 株		K 株						
対象有価証券カバードワラント	E		L						
株券預託証券									
株券関連預託証券	F		M						
対象有価証券償還社債	G		N						
合計	O 株	P 株	Q 株						
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R 株	<table border="1"> <tr> <td>発行済株式総数 (年月日現在)</td> <td>U 株</td> </tr> <tr> <td>上記提出者の株券等保有割合 (S/(T+U)×100)</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>直前の報告書に記載された株券等保有割合</td> <td>%</td> </tr> </table>		発行済株式総数 (年月日現在)	U 株	上記提出者の株券等保有割合 (S/(T+U)×100)	%	直前の報告書に記載された株券等保有割合	%
発行済株式総数 (年月日現在)	U 株								
上記提出者の株券等保有割合 (S/(T+U)×100)	%								
直前の報告書に記載された株券等保有割合	%								
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R)	S 株								
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	T 株								

5 当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2001年10月12日	普通株券	88株	※ 1 取得 ② 処分	
2001年10月16日	普通株券	125株	※ 1 取得 ② 処分	
2001年10月17日	普通株券	49株	※ 1 取得 ② 処分	
2001年10月18日	普通株券	714株	※ ① 取得 2 処分	
			※ 1 取得 2 処分	
			※ 1 取得 2 処分	
			※ 1 取得 2 処分	
			※ 1 取得 2 処分	
			※ 1 取得 2 処分	
			※ 1 取得 2 処分	
			※ 1 取得 2 処分	
			※ 1 取得 2 処分	
			※ 1 取得 2 処分	
			※ 1 取得 2 処分	
			※ 1 取得 2 処分	

(注) 2001年10月18日、当該転換社債4枚(転換価額56,000円)を株式に転換したことにより所有株式に1%以上の変更が生じました。

提出者 (大量保有者) の氏名又は名称 Branwell Capital Corp.

6 当該株券等に関する担保契約等重要な契約

該当なし

7 保有株券等の取得資金

(1) 取得資金の内訳

自己資金額 (千円)	R	603,072	借入金額計 (千円)	
------------	---	---------	------------	--

その他 (具体的に)

その他金額計 (千円)	T
-------------	---

取得資金合計 (R+S+T) (千円)	603,072
---------------------	---------

(2) 借入金の内訳

番号	※ (フリガナ) 名称 (支店名)	業 績	※ (フリガナ) 代表者氏名	※ 所 在 地	借入目的	金額 (千円)
1					※ 1 2	
2					※ 1 2	
3					※ 1 2	
4					※ 1 2	
5					※ 1 2	
6					※ 1 2	
7					※ 1 2	
8					※ 1 2	
9					※ 1 2	

POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that Bramwell Capital Corp., a corporation duly organized and existing under the laws of British Virgin Islands and having its principal office at c/o Gonzales-Ruiz & Aleman (BVI) Limited, Wickhams Cay I, Vanterpool Plaza, Road Town, Tortolla, British Virgin Islands (the "Reporting Party"), does hereby constitute and appoint:

Ken Takahashi, Attorney-at-Law of Tokyo Aoyama Aoki Law Office, Tokyo, Japan, being a resident of Japan, as its true and lawful attorney-in-fact to;

1. Execute and file with the Director General of Kanto Local Finance Bureau of Japan, on behalf of the Reporting Party, Bulk Holding Report (Form No.1) and Amendment Reports thereto (Form No.1) in the Japanese language, in accordance with the Securities and Exchange Law of Japan (Law No.25 of 1948) in relation to the Reporting Party's holding of shares of common stock, etc. of Cyber Music Entertainment, Inc. (including convertible bonds issued by such company); and
2. Do any and all acts which the said attorney-in-fact may deem necessary or advisable to effect the foregoing.

And the Reporting Party does hereby ratify and confirm everything that the said attorney-in-fact shall do, or cause to be done, pursuant to and by virtue of this Power of Attorney.

IN WITNESS WHEREOF, the Reporting Party has caused this Power of Attorney to be executed this 11th day of October, 2001.

Bramwell Capital Corp.

上記は原本と相違ありません。

平成14年2月12日

弁護士 高橋 謙



A handwritten signature in black ink, appearing to read "Kenneth L. Henderson".

By: Kenneth L. Henderson
Attorney-in-Fact
For Bramwell Capital Corp.

委 任 状

英領バージン諸島の法律に基づいて正当に設立され現存する法人で、その主たる事務所を英領バージン諸島トートラ、ロード・タウン、バンタープール・プラザ、ウィッカムズ・ケイ I、ゴンザレス・ルイス・アンド・アレマン (BVI) リミテッド気付に有するブラムウェル・キャピタル・コープ (以下「報告提出者」という) はここに日本国の居住者であり、日本国東京都の東京青山・青木法律事務所の弁護士である高橋 謙を、下記事項を行う当社の真正・適法な代理人に任命する。

- (1) 日本国の証券取引法 (1948年法律第25号) に従って、報告提出者に代わり、報告提出者による株式会社サイバー・ミュージックエンタテインメントの普通株式等 (同社の発行する転換社債を含む) の保有に関する日本語による大量保有報告書 (第一号様式) および変更報告書 (第一号様式) を作成し、これを日本国の関東財務局長に提出すること。
- (2) 上記代理人が、上記を行うに必要かつ望ましいとみなす一切の事項を行うこと。

報告提出者は、ここに、上記代理人が本委任状に従って行ったか、または行わしめたいかなる事項も追認し、かつ確認する。

上記の証として、報告提出者は本委任状に署名させた。

2001年10月11日

ブラムウェル・キャピタル・コープ
ケネス・エル・ヘンダーソン (署名)
(代理人)

以上、正訳いたしました。

東京青山・青木法律事務所
弁護士 高橋 謙

